修善寺町外３町合併協議会会議傍聴規程

（趣旨）

第１条　この規程は、修善寺町外３町合併協議会会議運営規程第６条第２項の規定に基づき、修善寺町外３町合併協議会（以下「協議会」という。）の会議の傍聴に関し、必要な事項を定めるものとする。

（傍聴席の区分）

第２条　傍聴席は、一般席及び報道関係者席に分ける。

（傍聴人の定員）

第３条　一般席の傍聴人の定員は、会場の規模に応じて会長が定める。

（傍聴の手続）

第４条　協議会の会議（以下単に「会議」という）を傍聴しようとする者は、協議会の事務局に会議開催予定時刻の20分前までに、自己の住所、氏名及び年齢を傍聴人受付簿（様式第１号）に記入のうえ、傍聴証（様式第２号）の交付を受けなければならない。

２　傍聴証は、会議開催予定時刻の15分前から先着順に交付する。ただし、会議開催予定時刻の15分前における一般傍聴人の傍聴希望者が前条で定める定員を超えるときは、くじ引きで一般傍聴人を決定する。

３　報道関係者及び関係職員は、前２項の規定にかかわらず、係員の指示により傍聴することができる。

（傍聴証の返還）

第５条　傍聴証の交付を受けた者は、傍聴を終え退場しようとするときは、これを協議会の事務局に返還しなければならない。

（傍聴席に入ることができない者）

第６条　次に該当する者は、傍聴席に入ることができない。

(1)　銃器、棒など他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのある物を携帯している者

(2)　はち巻、腕章（報道関係者である旨を表示する腕章を除く。）、たすき、リボン、ゼッケン、ヘルメット類を着用し、又は携帯している者

(3)　張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼりの類を持っている者

(4)　笛、ラッパ、太鼓その他楽器の類を持っている者

(5)　ラジオ、拡声器、無線機、マイク、録音機、カメラ、ビデオカメラの類を携帯している者（撮影又は録音することにつき、協議会の議長の許可を得た者を除く。）

(6)　酒気を帯びていると認められる者

(7)　異様な服装をしている者

(8)　前各号に定めるもののほか、会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められる者

２　児童及び乳幼児は、傍聴席に入ることができない。ただし、協議会の議長の許可を得た場合は、この限りでない。

（傍聴人の守るべき事項）

第７条　傍聴人は、傍聴席にあるときは、次の事項を守らなければならない。

(1)　会議における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しない

こと。
(2)　私語、談笑等会議の妨害になるような行為をしないこと。
(3)　はち巻、腕章（報道関係者である旨を表示する腕章を除く。）、たすき、リボン、ゼッケン、ヘルメットの類を着用し、又は張り紙、旗、垂れ幕の類を掲げるなどの示威的行為をしないこと。
(4)　飲食及び喫煙をしないこと。
(5)　みだりに席を離れないこと。
(6)　携帯電話の電源を入れないこと。
(7)　不体裁な行為又は他人に迷惑となる行為をしないこと。
(8)　前各号に定めるもののほか、会議の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないこと

（写真、映画等の撮影及び録音等の禁止）

第８条　傍聴人は傍聴席において写真、映画等を撮影し、又は録音等をしてはならない。ただし、特に議長の許可を得た者は、この限りでない。

（傍聴人の退場）

第９条　傍聴人は、会議を非公開とする議決があったときは、すみやかに退場しなければならない。

（職員の指示）

第10条　傍聴人は、すべて職員の指示に従わなければならない。

（違反に対する措置）

第11条　傍聴人がこの規程に違反するときは、議長はこれを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

（委任）

第12条　この規程に定めるもののほか傍聴の実施に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附　則

この規程は、平成１５年１月２４日から施行する。

様式第１号（第４条関係）

平成　　年　　月　　日

第　　回修善寺町外３町合併協議会会議傍聴人受付簿

番号	住　　所	氏　　名	年齢	傍聴証№	返却
１					
２					
３					
４					
５					
６					
７					
８					
９					
１０					
１１					
１２					
１３					
１４					
１５					
１６					
１７					
１８					
１９					
２０					

様式第２号（第４条関係）

表面

傍　聴　証

第　　号

修善寺町外３町合併協議会

裏面

（傍聴人の守るべき事項）
第７条　傍聴人は、傍聴席にあるときは、次の事項を守らなければならない。
（１）　会議における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
（２）　私語、談笑等会議の妨害になるような行為をしないこと。
（３）　はち巻、腕章（報道関係者である旨を表示する腕章を除く。）、たすき、リボン、ゼッケン、ヘルメットの類を着用し、又は張り紙、旗、垂れ幕の類を掲げるなどの示威的行為をしないこと。
（４）　飲食及び喫煙をしないこと。
（５）　みだりに席を離れないこと。
（６）　携帯電話の電源を入れないこと。
（７）　不体裁な行為又は他人に迷惑となる行為をしないこと。
（８）　前各号に定めるもののほか、会議の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないこと
（写真、映画等の撮影及び録音等の禁止）
第８条　傍聴人は傍聴席において写真、映画等を撮影し、又は録音等をしてはならない。ただし、特に議長の許可を得た者は、この限りでない。
（傍聴人の退場）
第９条　傍聴人は、会議を非公開とする議決があったときは、すみやかに退場しなければならない。
（職員の指示）
第１０条　傍聴人は、すべて職員の指示に従わなければならない。
（違反に対する措置）
第１１条　傍聴人がこの規程に違反するときは、議長はこれを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。